

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、12月1日時点のものです

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日・年末年始を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

保管をお願いします
新型コロナウイルス
ワクチン予防接種済証



接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を2回終了したあとも保管をお願いします。

また、ワクチン接種に関する最新情報は区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル

▶12月14日まで = ☎6734-0307

▶12月15日から = ☎0120-714-587

*受け付けは午前8時半～午後5時15分(年末年始を除く)

*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

申請の受け付けは令和4年3月31日まで延長されました
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**4年3月31日まで無利子**で行っています。なお、**原則郵送受け付け**です。

■ 福祉資金 緊急小口資金

[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯 [貸付上限額]20万円以内 [償還期間]2年以内(均等月賦償還)

■ 総合支援資金 生活支援費

[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 [貸付上限額]▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内 [貸付期間]3か月以内 [償還期間]10年以内(均等月賦償還)

[申込み]

墨田区社会福祉協議会☎3614-3902 (〒131-0032東向島2-17-14)

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



墨田区社会福祉協議会

受給を終了した方の再申請の受け付けは令和4年3月31日まで延長されました

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、4年3月31日までです**。なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

[対象]申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり [支給期間]原則3か月(令和2年度中に新規申請し受給を開始した方のみ最長12か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照



[問合せ]暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289

申請の受け付けは令和4年3月31日(消印有効)まで延長されました

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいつでも4年3月31日(消印有効)です**。

[対象]社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり [月額支給額]▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円 [支給期間]初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

経過措置に該当する方の申請は12月28日までです 心身障害者福祉手当

10月1日から墨田区心身障害者福祉手当の対象に、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方が追加されました。また、経過措置に該当する方は申請期限がありますので、ご注意ください。

[対象]精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 *次のいずれかに該当する方は対象外▶65歳以上の方(精神障害者保健福祉手帳1級を取得した時点で65歳未満だった方は、経過措置として12月28日まで申請可)▶特別養護老人ホーム等の施設に入所中の方▶本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得が基準額を超える方▶児童育成手当(障害手当)の対象者 [支給額]月

額7750円 [問合せ]障害者福祉課障害者給付係(区役所3階)☎5608-6163 *詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照



ぜひ、ご利用ください 家具転倒防止等対策事業

大規模な地震による家具等の転倒事故を防ぐため、対象となる方に家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付費用を助成しています。詳細は各問合せ先に問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[助成上限額]▶家具転倒防止器具=1万4500円▶ガラス飛散防止フィルム=1万7500円 [対象/問合せ]区内在住で▶65歳以上の方がいる世帯/

高齢者福祉課支援係(区役所4階)☎5608-6168▶身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1度～3度を持つ方がいる世帯/障害者福祉課障害者給付係(区役所3階)☎5608-6163▶未就学児がいるひとり親世帯/防災課防災係(区役所5階)☎5608-6206 [申込み]令和4年2月28日までに各問合せ先へ



「私の好きなすみだ」写真募集!
本紙毎月1日号8面に掲載
応募方法は問い合わせるか、区ホームページへ!
[問合せ]広報広聴担当☎5608-6223